

第17回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和6年10月28日(月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

第1	会議録署名委員の指名について	
第2	会期決定について	
第3	会務報告	
第4	報告第38号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る あっせん委員の指名について	4件
第5	報告第39号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について	3件
第6	報告第40号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について	1件
第7	議案第80号 農用地の賃貸借に係る合意解約について	3件
第8	議案第81号 現況証明願について	4件
第9	議案第82号 農業振興地域整備計画の変更について	4件
第10	議案第83号 農地法第3条の規定による許可申請について	1件
第11	議案第84号 農用地の買入協議に係る要請について	2件
第12	議案第85号 農用地利用集積計画の作成の要請について	5件

○出席委員(13名)

2番 澁谷 洋 君	3番 大泉 義明 君	4番 小野寺典男 君(遅参10時19分)
5番 佐藤 松喜 君	6番 渡邊 裕義 君	8番 舟山 珠代 君
9番 津野 齐 君	10番 甲斐やす子 君	11番 笛木 眞一 君
13番 熊谷 英二 君	14番 嶋中 勝 君	15番 遠藤 聡 君
16番 佐藤 徳市 君		

○議事参与の制限を受けた委員(0名)

○欠席委員(3名)

1番 平山 正志 君	7番 森田 享子 君	12番 山本 政弘 君
------------	------------	-------------

○その他出席者

事務局長 村山 尚 君	事務局次長 小幡 裕也 君
振興係長 工藤 理恵 君	農地係長 青島 雅明 君
主任 湊谷 沙紀 君	

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第17回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は12名、欠席4名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時02分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

9番・津野君 10番・甲斐君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

第17回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第38号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第38号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容4件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号4まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第38号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり4件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 79.6 h a

指名年月日 令和6年9月12日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、小野寺委員、津野委員、山本委員、遠藤委員。

番号2

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 47.6 h a

指名年月日 令和6年9月26日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、平山委員、大泉委員、渡邊委員、嶋中委員。

番号3

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 16.0 h a

指名年月日 令和6年9月26日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、平山委員、大泉委員、渡邊委員、嶋中委員。

番号4

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 19.1 h a

指名年月日 令和6年10月2日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号4まで内容4件について、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第38号、内容4件は報告のとおり承認されました。

◎報告第39号

○会長(佐藤徳市君) 日程第5。報告第39号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容3件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

報告第39号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり3件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 大泉委員

あっせん委員 平山委員、渡邊委員、嶋中委員

報告年月日 令和6年10月7日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字上多和64-1

現況地目 畑

面積 114,853㎡外14筆、合計面積は476,212㎡

価格 13,449,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります大泉委員より報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 3番・大泉君。

○3番(大泉義明君) 3番、大泉です。

報告第39号、番号1について報告いたします。

令和6年10月7日に、平山委員、渡邊委員、嶋中委員と私、事務局より青島係長で第1回あっせん委員会を開催しました。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を●●●●さんが借り上げ、今年度公社より売渡を受ける案件となっております。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、3番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続きまして、番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 笛木委員

あっせん委員 平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員

報告年月日 令和6年9月6日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社が買い取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間、一時貸付した後売渡すこととなりましたので、報告いたします。

土地の所在 字虹別原野7-1

現況地目 畑

面積 34,450㎡外7筆、合計面積は132,307㎡

価格 7,672,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

続きまして

土地の所在 字虹別原野292-4

現況地目 採放地

面積 12,271㎡外2筆、合計面積は54,876㎡

価格 2,641,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

続きまして

土地の所在 字虹別原野409

現況地目 畑

面積 43,760㎡外2筆、合計面積は124,710㎡

価格 8,461,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号2につきましてはあっせん委員長であります笛木委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笛木眞一君）11番、笛木です。

報告第39号 番号2について報告いたします。

令和6年8月8日に、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和6年9月6日に、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員と私、事務局より青島係長で虹別酪農センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定しましたが、申出者より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、11番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

続きまして、番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号3

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 山本委員

あっせん委員 津野委員、小野寺委員、遠藤委員

報告年月日 令和6年10月7日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社が買い取り、認定を受けた者の経営が安定す

るまでの間、一時貸付した後売渡すこととなりましたので、報告いたします。

土地の所在 字チャンベツ 2 4 - 1 8

現況地目 採放地

面積 32,286㎡外 3 0 筆、合計面積は678,264.37㎡

価格 17,580,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

続きまして

土地の所在 字中チャンベツ 6 7 3 - 2

現況地目 畑

面積 4,415㎡

価格 190,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号3につきましてはあっせん委員であります遠藤委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 5 番・遠藤君。

○1 5 番（遠藤聡君） 1 5 番、遠藤です。

報告第39号 番号3について報告いたします。

令和6年9月19日に、小野寺委員、津野委員、山本委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和6年10月7日に、小野寺委員、津野委員、山本委員と私、事務局より青島係長で茶安別公民館において第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ、●●●●さん、●●●●さんに決定しましたが、申出者より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、1 2 番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第39号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎報告第40号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。報告第40号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第40号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん賃貸借申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 大泉委員

あっせん委員 平山委員、渡邊委員、嶋中委員

報告年月日 令和6年10月7日

借受人、地番、年間賃貸料等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字虹別原野412-1

現況地目 畑

面積 32,802㎡外4筆、合計面積は120,692㎡

年間賃貸料 77,980円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間 公告の日から令和11年3月30日

続きまして、

土地の所在 字虹別原野419-1

現況地目 畑

面積 39,172㎡

年間賃貸料 22,030円

借受人氏名 ●●●●さん

賃貸借期間 公告の日から令和11年3月30日

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります大泉委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 3番・大泉君。

○3番（大泉義明君） 3番、大泉です。

報告第40号 番号1について報告いたします。

あっせん委員に、平山委員、渡邊委員、嶋中委員と私が指名されましたので、令和6年10月7日にあっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、5年後に取得予定の●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、3番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第40号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第80号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第80号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第80号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字オソツベツ265-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、36,591㎡外3筆、合計面積は96,715㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和元年10月1日。

契約期間、令和元年10月1日から令和11年9月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和6年9月17日となっております。

なお、番号1については、あっせん案件のため、あらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決いたします。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号1については原案可決されました。
続きまして番号2を議題といたします。
事務局より内容説明させます。
振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号2

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字オソツベツ265-2

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、19,615㎡外6筆、合計面積は204,154㎡

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成28年3月4日。

契約期間、平成28年3月4日から令和7年12月23日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和6年9月17日となっております。

なお、番号2については、あっせん案件のため、あらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決いたします。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号2については原案可決されました。
続きまして番号3を議題といたします。
事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）はい。

番号3

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字中チャンベツ242-12

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、32,938㎡外3筆、合計面積は128,729㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和3年4月30日。

契約期間、令和3年4月30日から令和8年4月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和6年9月11日となっております。

なお、番号3については、あっせん案件のため、あらためての調査はおこなっておりません。
以上です。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第80号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第81号

○会長（佐藤徳市君）日程第8。議案第81号、現況証明願について、内容4件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君）はい。

議案第81号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり4件となっております。

番号1

土地の所在、常盤5丁目49

登記簿地目、畑

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、原野

面積、3,064㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、渡邊委員、森田委員、嶋中委員

調査年月日、令和6年10月17日

なお、調査結果につきましては、渡邊委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君） 6番、渡邊です。

議案第81号、番号1について報告いたします。

令和6年10月17日に森田委員、嶋中委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野となっており、隣接農地とはっきりと区別されておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、6番、渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

土地の所在、字チャンベツ原野基線19-4

登記簿地目、畑

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、原野

面積、1,602㎡外15筆、合計面積12,599.25㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、小野寺委員、津野委員、山本委員、遠藤委員

調査年月日、令和6年10月10日

なお、調査結果につきましては、津野委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 9番・津野君。

○9番（津野斉君） 9番、津野です。

議案第81号、番号2について報告いたします。

令和6年10月10日に小野寺委員、山本委員、遠藤委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の3ページから4ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野及び一部山林となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、9番、津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続きまして番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号3

土地の所在、字上多和原野西1線67-1の内

登記簿地目、畑

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、原野

面積、4,324㎡。

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、小野寺委員、津野委員、山本委員、遠藤委員

調査年月日、令和6年10月18日

なお、調査結果につきましては、大泉委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 3番・大泉君。

○3番（大泉義明君） 3番、大泉です。

議案第81号、番号3について報告いたします。

令和6年10月18日に平山委員、佐藤松喜委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の5ページから6ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野となっており、隣接農地とははっきりと分けられておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、3番、大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続きまして番号4を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号4

土地の所在、字西標茶131-9

登記簿地目、牧場

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、雑種地

面積、496㎡、合計面積558㎡。

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、澁谷委員、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員

調査年月日、令和6年10月18日

なお、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷洋君） 2番、澁谷です。

議案第81号、番号4について報告いたします。

令和6年10月18日に舟山委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長と現地調査を
してまいりました。

資料の7ページから8ページをご覧ください。

当該地の現況は、雑種地となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。以上の
ことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、
2番、澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第81号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第82号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第82号、農業振興地域整備計画の変更について、内容4
件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第82号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に
基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり4件となっております。

番号1

区分、除外

地番、字虹原野61線104-16

現況地目、雑種地。

面積、6,927㎡の内4,510㎡。

事業主体、●●●●、●●●●さん

土地所有者は、●●●●さん

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定した。

なお、調査結果につきましては、佐藤松喜委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 5番・佐藤松喜君。

○5番（佐藤松喜君） 5番、佐藤です。

令和6年10月18日に、平山委員、大泉委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の9ページから10ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、5番、佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

区分、除外。

地番、字阿歴内原野北1線201-3

現況地目、山林。

面積、14,929㎡外1筆、合計面積24,395㎡

事業主体、●●●●、●●●●さん

土地所有者は、●●●●さん

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定した。
なお、調査結果につきましては、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聡君） 15番、遠藤です。

議案第82号 番号2について報告いたします。

令和6年10月10日に小野寺委員、津野委員、山本委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

申請地は参考資料の11ページから12ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続きまして番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号3

区分、除外。

地番、字チャンベツ原野基線19-3他27筆

現況地目、雑種地。

面積、30,838.24㎡の内30,648.24㎡

事業主体、●●●●、●●●●さん

土地所有者は、●●●●さん

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域とし

ていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定した。
なお、調査結果につきましては、津野委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 9番・津野君。

○9番（津野斉君） 9番、津野です。

議案第82号 番号3について報告いたします。

令和6年10月10日に小野寺委員、山本委員、遠藤委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

申請地は参考資料の13ページから14ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、9番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続きまして番号4を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号4

区分、除外。

地番、字西熊牛原野20-1

現況地目、雑種地。

面積、73,832㎡の内8,510㎡

事業主体、●●●●、●●●●さん

土地所有者は、●●●●さん

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定した。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

議案第82号 番号3について報告いたします。

令和6年10月17日に渡邊委員、森田委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

申請地は参考資料の15ページから16ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第82号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第83号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第83号、農地法第3条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第83号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1

貸付人、●●●●、●●●●さん

借受人、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字熊牛原野 1 9 線東 1 7 - 1 の内

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、938㎡。

契約の種類、地役権の設定

貸付人 相手方の希望による、借受人 地役権の設定をしたい。

なお、調査結果につきましては、渡邊委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 6 番・渡邊君。

○6 番（渡邊裕義君） 6 番、渡邊です。

議案第 8 3 号、番号 1 について報告いたします。

令和 6 年 1 0 月 1 1 日に現地調査を行いました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

この申請は、太陽光発電設備工事に伴い車両等が●●●●さん所有の農地を横断するため、地役権の設定をするものであります。権利設定に伴い農地等に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないことから、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました 6 番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 8 3 号、内容 1 件は原案可決されました。

◎議案第 8 4 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 1 1。議案第 8 4 号、農用地の買入協議に係る要請について、内容 2 件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号 1 から番号 2 まで内容 2 件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 から番号 2 まで内容 2 件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第84号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は別紙のとおり2件であります。

番号1

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和6年8月1日。

土地の所在、字虹別原野7-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積34,450㎡外13筆、合計面積は311,893㎡。

続きまして、

番号2

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和6年9月12日。

土地の所在、字チャンベツ24-18

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積32,286㎡外31筆、合計面積は682,679.37㎡。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号2について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第84号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第85号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第84号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容5件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第85号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり5件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上多和64-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、114,853㎡外14筆、合計面積476,212㎡

利用権設定等の種類、所有権の移転

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地

成立する法律関係、売買

所有権移転の期間、令和6年11月1日

対価の支払い期限、令和7年1月29日

土地の引渡時期、対価の支払日

価格は、13,449,000円

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号1は、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。
以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号2から番号3まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野4 1 2 - 1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、32,802㎡外4筆、合計面積120,692㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年11月1日から令和11年3月30日

土地の引渡時期、令和6年11月1日

金額は、年間77,980円

支払方法は毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号3については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号3

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野4 1 9 - 1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、39,172㎡

金額は、年間22,030円となっております。

なお、番号2から番号3は、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3については原案可決されました。

続きまして番号4を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字熊牛原野19線西9-2の内

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、19,965㎡外2筆、合計面積39,881㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年11月1日から令和11年10月31日

土地の引渡時期、令和6年11月1日

金額は、年間127,619円

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号4については嶋中委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

議案第85号、番号4について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、10月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

続きまして番号5を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野589-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、40,383㎡外1筆、合計面積49,424㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、使用貸借

利用権の期間、令和6年11月1日から令和16年10月31日

土地の引渡時期、令和6年11月1日

金額は無償。

支払方法はなしとなっております。

以上です。

番号5につきましては、農地所有適格法人要件について審査する必要がありますので、ご説明申し上げます。農地所有適格法人の要件として形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件をそれぞれ満たす必要があります。●●●●さんにつきましては形態要件・株式会社、事業要件・法人の主たる事業が農業である。議決権要件・法人の総議決権の過半は農地の権利提供者及び農業の従事者である。役員要件、理事等の過半等は法人の農業に常時従事する構成員である。

となっております。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笛木眞一君） 11番、笛木です。

議案第85号、番号5について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、10月13日に現地調査を行ってまいりました。

この使用貸借契約については、●●●●さんの農地の新規権利設定のため今回の申請となりました。農地所有適格法人の要件である法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件をそれぞれ満たしていることを確認いたしました。

この使用貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました11番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

以上をもって、議案第85号、内容5件については原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長(佐藤 徳市君) これをもちまして、第17回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第17回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

(午前10時56分閉会)